

地域たすけあい事業

ゆいっこ

毎日の暮らしの中で
「ちょっと困ったな」という困り事を
地域にお住いの皆さんの協力を得て
解決します！

「困った時はお互い様」の気持ちを
大切にした住民参加型の福祉サービスです



社会福祉法人
辰野町社会福祉協議会



地域たすけあい事業 ゆいっことは…

地域にお住いの方同士による「お互い様」の気持ちを大切にした助け合い事業です。地域のサポーターが支援を必要とする方（利用会員）を有償※1でサポートします。

※1 サービスは非営利・有償で提供されます。これは、無償のサービス提供では利用者が遠慮しがちになることから、少額の謝礼として料金を設定しています。

サービスの内容

◇家事などに関するお手伝い◇

- ・室内の掃除、片づけ
- ・衣類の洗濯
- ・ゴミ出し
- ・日常の食材の買い物
- ・庭の草とり
- ・調理及び食事のお世話
- ・通院同行
- ・買い物同行
- ・外出同行
- ・散歩の付き添い
- ・話し相手
- ・子どものお世話
- ・雪かき

!!注意!!

- 介護保険制度によるホームヘルプサービス等の資格を有する方のサービスとは異なります。
- 身体介助は行いません。



◇付き添いに関するお手伝い◇

- ・通院
- ・買い物
- ・入退院
- ・銀行や役場のなどの手続

!!注意!!

- 歩行や手続きに不安がある方など付き添いが必要な方が対象となります。



料 金

年会費：500円（利用会員のみ・毎年4月更新）

利用料：10分100円

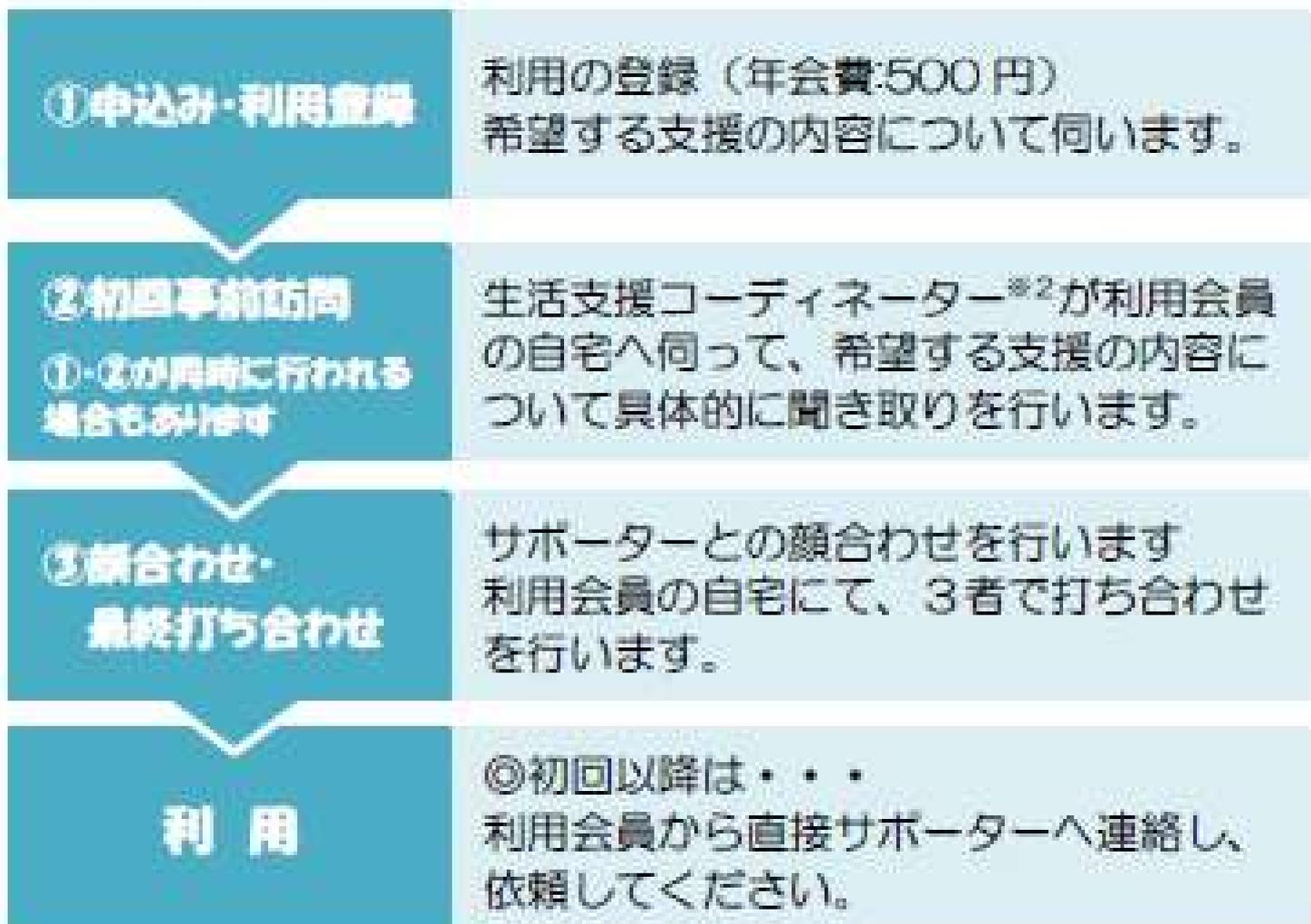
支払方法：事前に購入していただいたチケットで支援終了後にサポーターへお支払いいただきます。

<計算方法>



合計時間：40分 ⇒ 利用料金：400円 チケット4枚

利用までの流れ



※2 生活支援コーディネーターとは、「地域支え合い推進員」とも呼ばれます。だれもが住み慣れた地域で生活が続けられるよう、生活支援・介護予防の体制づくり、支える仕組みづくりを進めていく者です。

Q. 誰が利用できるの？

- A. 辰野町在住の方であれば誰でも利用できます。利用するにはあらかじめ登録が必要です。

Q. 単発の利用でも可能なの？

- A. 怪我や病気により一時的にサポートが必要な場合など、短期間や単発での利用も可能です。利用の休止、また再開もご希望に沿って調整させていただきます。

Q. 急な依頼でもすぐ対応してもらえるの？

- A. 初回は、ご本人宅への訪問やサポーターの調整・打ち合わせ等が必要なため、急な対応が難しい場合があります。ご利用を希望される場合はまずご相談ください。

ちょっと困ったな
誰かの手を借りたいな…



そんなときは遠慮なくご相談ください。まずは生活支援コーディネーターが訪問し、お話を伺います。困りごとについて一緒に考え、解決のためのお手伝いをします。

＼サポーター募集中！！／

サポーター(援助をしてくれる方)を募集しています。興味・関心のある方は辰野町社会福祉協議会までお問い合わせください。

《お問い合わせ・登録のお申し込み》

社会福祉法人 辰野町社会福祉協議会
〒399-0428 辰野町大字伊那富 2681-1

TEL: 0266-41-4500

FAX: 0266-41-1525

受付時間：月～金曜日 8:30～17:15
土・日曜日・祝日、12/29～1/3は休み